

第4次地球温暖化対策に係る実行計画（事務事業編）
（2組合共通）

計画期間：2025（令和7）年4月～2031（令和13）年3月

令和7年4月
新発田地域広域事務組合
下越福祉行政組合

■目次

1. 背景

- (1) 気候変動の影響
- (2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向
- (3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向
- (4) 構成市町の動向

2. 基本的事項

- (1) 目的
- (2) 対象とする範囲
- (3) 対象とする温室効果ガス
- (4) 基準年度
- (5) 計画期間
- (6) 上位計画及び関連計画との位置づけ

3. 率的に取組む措置

4. 温室効果ガスの排出状況

- (1) 温室効果ガス総排出量の現状
- (2) 温室効果ガスの排出量の減少要因

5. 温室効果ガスの排出削減目標

- (1) 目標設定の考え方
- (2) 削減目標の設定

6. 計画の推進、点検、公表等

- (1) 推進体制
- (2) 職員への周知
- (3) 点検・評価方法
- (4) 点検・評価の項目
- (5) 点検・評価結果の活用及び公表

1. 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021（令和3）年8月には、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書第Ⅰ作業部会報告書（自然科学的根拠）が公表され、人間の影響により大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がなく、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れており、気候システムの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大していくことが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015（平成27）年12月にフランス・パリにおいて、締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択されました。

パリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、全ての国の参加、適応計画のプロセスや行動の実施等を規定するなど、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018（平成31）年に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を1.5℃の水準に抑えるためには、二酸化炭素排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020（令和2）年10月に日本は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021（令和3）年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030（令和12）年度の温室効果ガスの削減目標を2013（平成25）年度比で46%を削減することとし、さらに、50%の削減を目指して、挑戦を続けていく旨が公表されました。（表1-1）

また、2021（令和3）年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

表 1-1 地球温暖化対策計画における2030（令和12）年度温室効果ガス排出削減量の目標

出典：環境省（2021（令和3）年）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
	部門別				
	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

(4) 構成市町の動向

○新発田市

2020（令和2）年10月26日、国は、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言したことを受けて、本市でも「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、国と歩調を合わせて脱炭素社会の実現を目指すことを表明しました。

2021（令和3）年6月23日の新発田市議会定例会において、市長が「2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、脱炭素社会の実現に向けて取組を進める」ことを宣言しました。

○胎内市

2017（平成29）年3月に策定した「第2次胎内市総合計画」及びその個別計画として2021（令和3）年3月に策定した「第2次胎内市環境基本計画」において、「地球温暖化対策」を主要施策等に掲げ、再生可能エネルギーの推進や温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を進めています。

2021（令和3）年10月には、本市が有する地域資源を最大限に活用しながら、市民、事業者及び行政が協働して、「胎内市ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言しました。

○聖籠町

2024（令和6）年3月に策定した「聖籠町環境基本計画」の中で「脱炭素社会の実現」を基本方針の一つとして定めています。今後は、町として果たすべき役割に基づき、町民・事業者との協働により2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す、「聖籠町ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

※各市町HPより引用

2. 基本的事項

(1) 目的

地球温暖化対策推進法第21条の規定に基づき、「新発田地域広域事務組合及び下越福祉行政組合」（以下「組合」という。）の事務事業に伴う温室効果ガスの総排出量を抑制するとともに、新発田地域広域事務組合は「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（以下「省エネ法」という。）により、エネルギー使用の合理化が求められている。

エネルギー使用の合理化は地球温暖化対策に繋がることから、組合が実施する事務事業に関する省エネルギー、省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定する。

法律の施行を受け、組合では2008（平成20）年に「第2次地球温暖化対策に係る実行計画」を、2020（令和2）年に「第3次地球温暖化対策に係る実行計画」を策定し、温室効果ガスの排出抑制行動に取り組んできた。

2025（令和7）年度以降については、「1. 構成市町の動向」に併せて2030（令和12）年度の削減目標を50%を目指し、「第4次地球温暖化対策に係る実行計画」として更新し、引き続き温室効果ガスの排出抑制に率先して取り組むこととする。

(2) 対象とする範囲

計画の対象範囲は、表2-1に示す施設の全ての事務事業とする。

表 2-1 計画の対象範囲

新発田地域広域事務組合	下越福祉行政組合
○事務局 ○広域消防 ・ 署、分署、出張所 計9か所 ○火葬場 ・ 広域葬斎センター願文院 ○廃棄物処理施設 ・ 新発田広域クリーンセンター ・ 中条地区塵芥焼却場 ・ 新発田広域不燃物処理場 ・ 新発田広域エコパーク ○広域交流施設 ・ 虹の里交流館	○養護老人ホーム ・ あやめ寮 ・ ひめさゆり ○福祉型障害児入所施設、障害者支援施設 ・ 中井さくら園 ○救護施設 ・ ひまわり荘 ○診療所 ・ 新発田地区救急診療所、休日救急歯科診療所

(3) 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスは7種類であるが、表2-2に示す組合の事業により排出される二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の3種類を対象とする。

表 2-2 温室効果ガスの種類と発生源

温室効果ガスの種類	組合の事務及び事業に係る発生源	地球温暖化係数
二酸化炭素（CO ₂ ）	燃料の燃焼、電気の使用、一般廃棄物の焼却	1
メタン（CH ₄ ）	公用車の走行、一般廃棄物の焼却	28
一酸化二窒素（N ₂ O）	公用車の走行、一般廃棄物の焼却	265

(4) 基準年度

2013（平成25）年度

※地球温暖化対策計画年度

（2021（令和3）10.22閣議決定）

(5) 計画期間

2025年4月～2031年3月

（令和7年度）～（令和12年度）

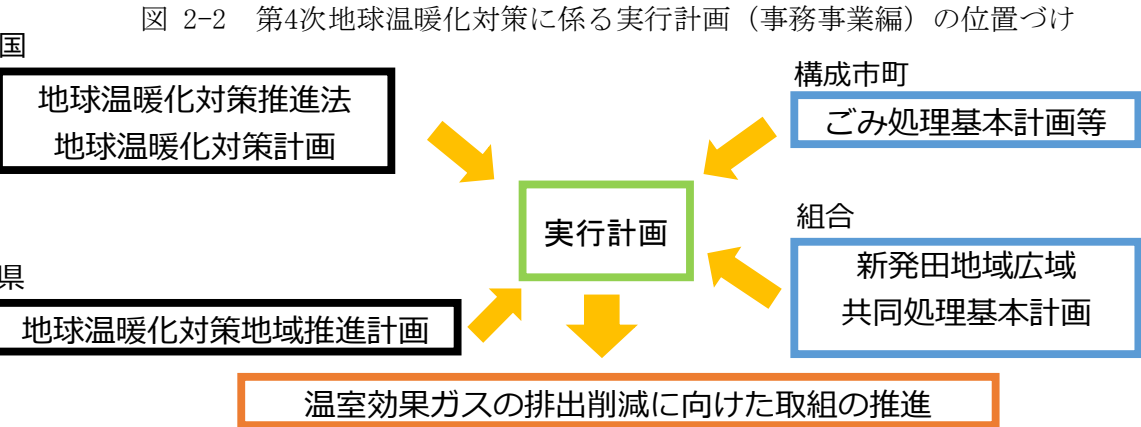
図 2-1 計画期間のイメージ

項目	年度						
	2013 （平成25）	…	2025 （令和7）	…	2029 （令和11）	…	2030 （令和12）
期間中の事項	基準 年度		計画 開始		計画 見直し		目標 年度
計画期間							

※計画開始から5年後の2029（令和11）年度に、計画の見直しを行う。

(6) 上位計画及び関連計画との位置づけ

実行計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定する。また、温室効果ガスは、ごみ搬出量に左右されることなど第2次一般廃棄物（ごみ）処理基本計画と整合を図るものとする。（図 2-2）



3. 率的に取り組む措置

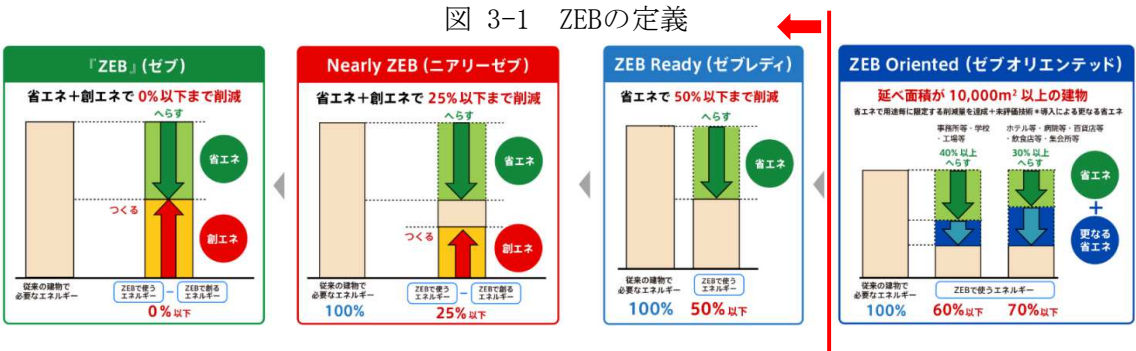
[基本方針]

温室効果ガスの排出要因である一般廃棄物の焼却熱量、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減を重点的に取り組むこととする。

[取組内容]

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

今後予定する新築事業については原則、ZEB Ready 相当以上を目指す。（図 3-1）



(2) 照明機器更新（LED化）

今後予定する既存設備の改修工事による照明器具の更新については、LED照明を導入する。（表3-1）

表 3-1 照明器具の省エネの施策例と削減効果の目安

施策例	削減効果	業種・用途別	削減率
LED照明への切替	最大で90%以上の省エネ効果 ※業種やシーンによって効果が異なる。	事務所	約71%削減
		廊下・トイレ	約75%削減
		誘導灯	約88%削減
明るさセンサーの導入	約30%の省エネが可能		
人感センサーの導入	約60%の省エネが可能		

(3) 空調機器更新（省エネ化）

今後予定する既存設備の改修工事による空調機器の更新については、省エネ化を図れる設備に更新する。また、表3-2に記されたとおり、職員及び関係者による省エネ化も実施する。

表 3-2 職員及び関係者による省エネ方法（例）

施策例	削減効果	頻度
フィルターの清掃	冷却時：約4％節電 暖房時：約6％節電	2週間に1度
室外機の温度環境や障害物の見直し	風通しを良くすることで約50％節電	
熱交換器の清掃	長期間行わない場合に比べ約27％節電	事務所で約5年に1度
部屋に応じた適正温度の設定	室温目安 夏期：28℃ 冬期：20℃ 1℃最適化で約10％節電	
ブラインド等で遮光する	ブラインド無しに比べ約10％節電	

(4) ノー残業デーの設定

週に1回以上のノー残業デーを継続、時間外勤務を削減し、電気、空調の使用量削減に努める。

(5) 省エネ運転の推進（ごみ焼却施設）

日々、効率的な運転管理を継続し、省エネルギーなごみ焼却に努める。

(6) ごみ減量化の啓発（ごみ焼却施設）

ごみの分別、リサイクルの推進啓発による焼却量（搬入量）の削減に努める。

4. 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス総排出量の現状

組合の事務事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、図4-1に記されたとおり、基準年度である2013（平成25）年度において、32,500t-CO₂であるが、2023（令和5）年度には、24,959.1t-CO₂まで削減している。

施設別では、図4-2に記されたとおり、廃棄物施設（焼却施設）で約78%、廃棄物施設（焼却を除く）で約14%であり、全体の約90%を占めている。

エネルギー種別では、図4-3に記されたとおり、焼却熱で79%、電力で約17%であり、全体の約96%を占めている。

図 4-1 組合の事務事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

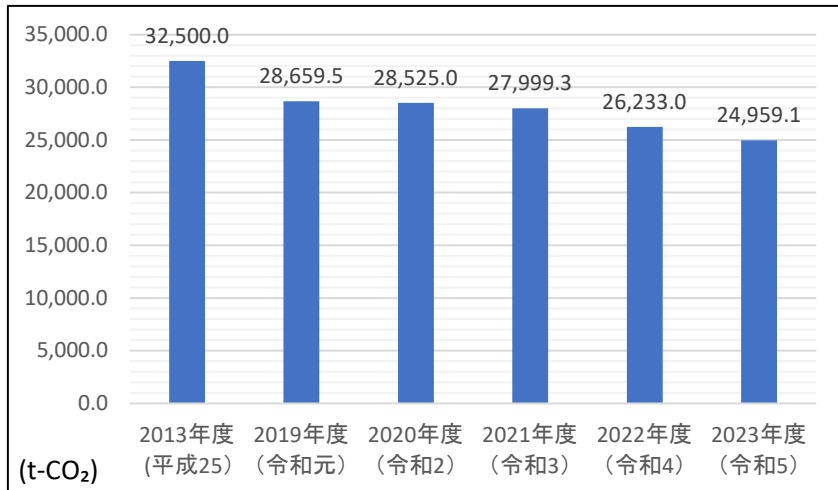


図 4-2 施設分類別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2023（令和5）年度）

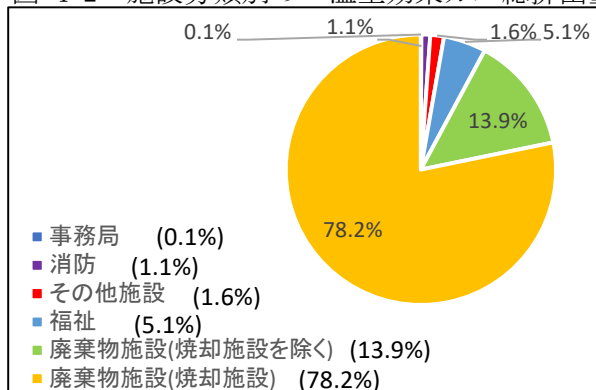
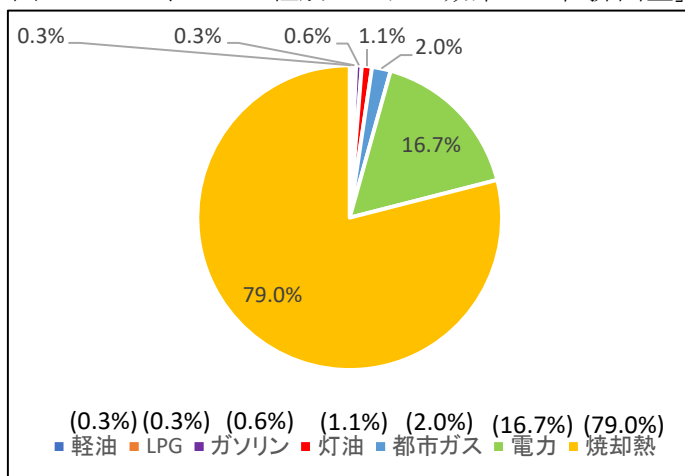


図 4-3 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2023（令和5）年度）



(2) 温室効果ガスの排出量の減少要因

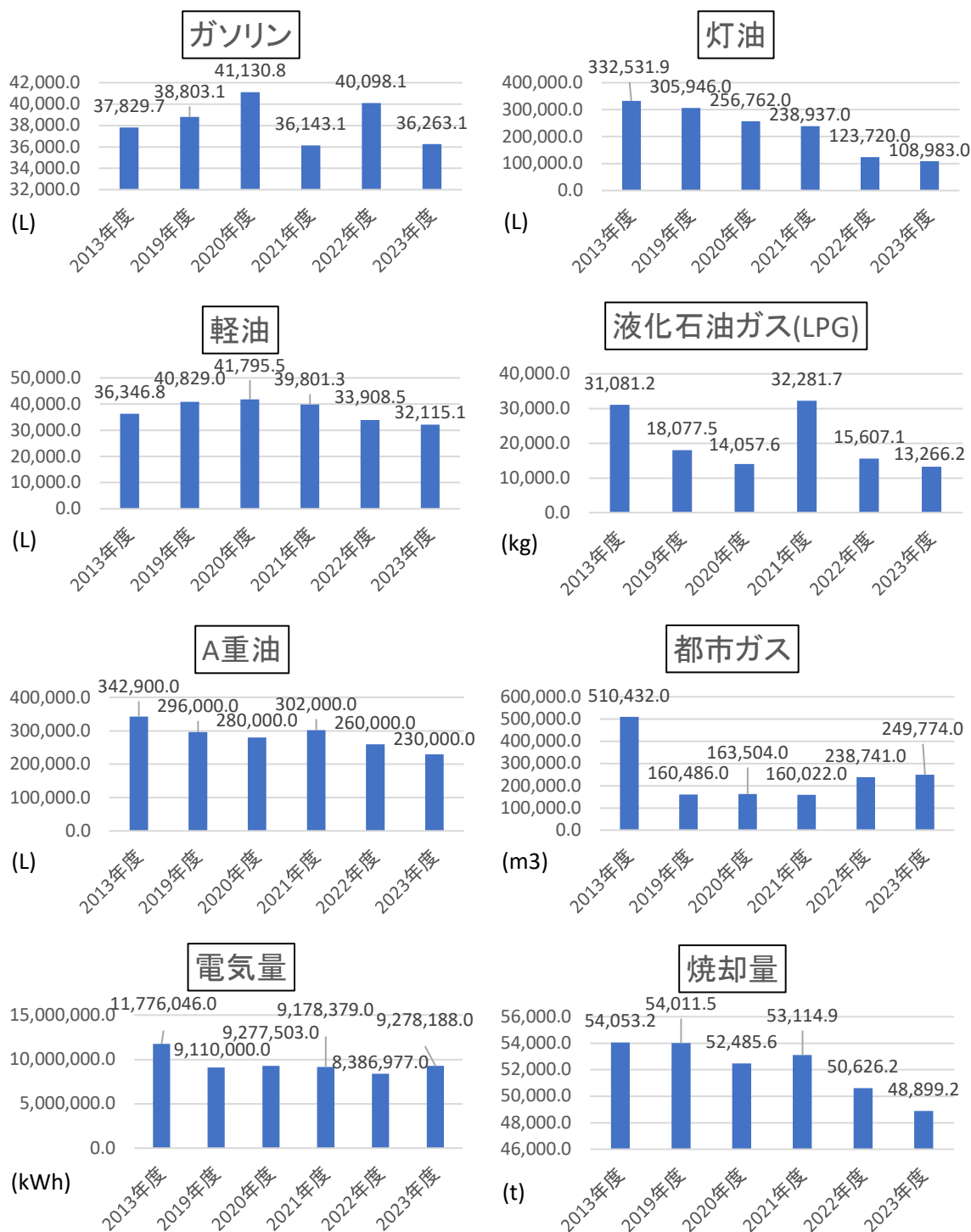
組合の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量の減少要因として、下記に示すものが挙げられます。

(減少要因)

P. 7 (図4-2) に記されたとおり、廃棄物施設（焼却施設）が約78%を占めているため、焼却量が減少することにより、温室効果ガスの排出量も大きく減少した。

その他については、照明機器を更新する際にLED化を実施、省エネが見込める空調機器の更新及び各施設の省エネ化への取組により、温室効果ガスの排出量を抑制した。(図 4-4)

図 4-4 組合の事務及び事業に伴う「エネルギー使用量」の推移



5. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

(対象施設の区分)

組合が行う事務は多岐にわたるため、各施設の事務事業に係る一般活動と一般廃棄物の焼却に係る活動の2グループに分けて目標を設定する。

各施設の事務事業に係る目標は、燃料及び電気等のエネルギー使用料を基礎として、各施設毎の削減目標量を勘案して設定する。

一般廃棄物の焼却に係る目標は、「新発田地域循環型社会形成推進地域計画」の推計により設定する。

なお、2グループの目標の合計値を組合全体の削減目標として設定する。

※統廃合の考え方

2013（平成25）年度を基準排出量として比較するため、施設の統廃合がある場合、基準年度当初の施設の排出量を新規施設の排出量と比較する。

表 5-1 グループ整理（各施設の事務事業に係る一般活動と一般廃棄物の焼却に係る活動）

施設の事務事業	事務局、広域消防、火葬場、中井さくら園、ひまわり荘、あやめ寮、ひめさゆり、虹の里交流館、休日診療所、新発田広域グリーンセンター、中条地区塵芥焼却場、新発田広域不燃物処理場、新発田広域エコパーク
一般廃棄物の焼却	新発田広域グリーンセンター、中条地区塵芥焼却場

(2) 削減目標の設定

表5-1でグループ整理した各施設について、表5-2を基に算定した表5-3の2030（令和12）年度の削減目標50%を基に計算し、2024（令和6）年度以降の削減率を算定した。

① 組合全施設の削減目標

温室効果ガス総排出量を2013（平成25）年度比で「33.5%」削減する。

32,500.0 t-CO₂ → 21,609.8 t-CO₂

（2013（平成25）年度）→（2030（令和12）年度）

※2013（平成25）年度から2023（令和5）年度までに組合施設の統廃合等により23.2%削減済、2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までに12.8%削減を目標とする。

※「新発田地域広域共同処理基本計画」の期間（2029（令和11）年度まで）

温室効果ガス総排出量を2013（平成25）年度比で「32.4%」削減する。

32,500.0 t-CO₂ → 21,964.2 t-CO₂

（2013（平成25）年度）→（2029（令和11）年度）

② 施設の事務事業の削減目標

温室効果ガス総排出量を2013（平成25）年度比で「50.4%」削減する。

10,239.3 t-CO₂ → 5,075.3 t-CO₂

（2013（平成25）年度）→（2030（令和12）年度）

※2013（平成25）年度から2023（令和5）年度までに組合施設の統廃合等により45.2%削減済、2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までに8.8%削減を目標とする。

③ 一般廃棄物の焼却に係る排出削減目標

温室効果ガス総排出量を2013（平成25）年度比で「25.7%」削減する。

22,260.7 t-CO₂ → 16,534.5 t-CO₂

（2013（平成25）年度）→（2030（令和12）年度）

※2013（平成25）年度から2023年（令和5）年度までに13.0%削減済、2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までに14.0%削減を目標とする。

表 5-2 2013（平成25）年度から2023（令和5）年度までの削減率

施設別温室効果ガス総排出量比較表

（単位：t-CO₂）

温室効果ガス総排出量								
施 設 名	2013年度 (平成25)	2019年度 (令和元)	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	削減率 2023年度実績 (2013年度比)	削減率平均 2020年度～ 2023年度
	実績							
組合全体	32,500.0	28,659.5	28,525.0	27,999.3	26,233.0	24,959.1	-23.20%	
(単年度削減率)			-0.47%	-1.84%	-6.31%	-23.20%		-7.96%
一般施設 合計	10,239.3	7,232.5	7,162.2	7,153.0	5,828.2	5,601.8	-45.29%	
(単年度削減率)			-0.97%	-0.13%	-18.52%	-3.88%		-5.88%
事務局	34.1	19.1	21.4	18.6	16.4	15.2	-55.43%	
(単年度削減率)			12.04%	-13.08%	-11.83%	-7.32%		-5.05%
消防本部	329.3	306.6	322.2	301.7	290.7	270.3	-17.92%	
(単年度削減率)			5.09%	-6.36%	-3.65%	-7.02%		-2.98%
葬斎センター	299.8	298.5	296.4	287.8	280.3	323.6	7.93%	
(単年度削減率)			-0.70%	-2.90%	-2.61%	15.44%		2.31%
いじみの学園・寮	356.1							
ひまわり荘	531.7	438.1	356.6	386.2	292.2	319.0	-40.00%	
(単年度削減率)			-18.60%	8.30%	-24.34%	9.17%		-6.37%
あやめ寮	427.4	448.8	456.3	452.4	356.0	371.6	-13.06%	
(単年度削減率)			1.67%	-0.85%	-21.31%	4.38%		-4.03%
ひめさゆり	380.4	399.3	435.0	429.1	396.1	329.5	-13.38%	
(単年度削減率)			8.94%	-1.36%	-7.69%	-16.81%		-4.23%
中井さくら園		277.6	345.0	363.9	297.9	289.7	4.36%	
(単年度削減率)			24.28%	5.48%	-18.14%	-2.75%		2.22%
休日診療所	33.5	32.4	38.2	39.9	32.3	29.4	-12.24%	
(単年度削減率)			17.90%	4.45%	-19.05%	-8.98%		-1.42%
虹の里	99.8	59.2	57.5	55.3	55.6	68.7	-31.16%	
(単年度削減率)			-2.87%	-3.83%	0.54%	23.56%		4.35%
クリーンセンター	2,941.9	3,009.8	2,963.3	3,003.7	2,288.2	2,112.3	-28.20%	
(単年度削減率)			-1.54%	1.36%	-23.82%	-7.69%		-7.92%
中条焼却場	1,251.4	1,205.4	1,111.4	1,104.2	956.5	927.4	-25.89%	
(単年度削減率)			-7.80%	-0.65%	-13.38%	-3.04%		-6.22%
不燃物処理場	158.5	141.8	139.4	139.9	123.2	118.1	-25.49%	
(単年度削減率)			-1.69%	0.36%	-11.94%	-4.14%		-4.35%
エコパーク	482.8	595.9	619.5	570.3	442.8	427.0	-11.56%	
(単年度削減率)			3.96%	-7.94%	-22.36%	-3.57%		-7.48%
新発田衛生センター	2,251.0							
中部衛生センター	661.6							
廃棄物処理施設 合計	22,260.7	21,427.0	21,362.8	20,846.3	20,404.8	19,357.3	-13.04%	
(単年度削減率)			-0.30%	-2.42%	-2.12%	-5.13%		-2.49%
クリーンセンター(ごみ関係のみ)	13,065.9	13157.2	12784.9	12102.3	12087.8	11756.2	-10.02%	
(単年度削減率)			-2.83%	-5.34%	-0.12%	-2.74%		-2.76%
中条焼却場(ごみ関係のみ)	9,194.8	8269.8	8577.9	8744.0	8317.0	7601.1	-17.33%	
(単年度削減率)			3.73%	1.94%	-4.88%	-8.61%		-1.96%

○計算方法

- ・削減率 2023年度実績（2013年度比）
 $\{ (2023 \text{（令和6）年度} / 2013 \text{（平成25）年度}) - 1 \} \times 100$
- ・単年度削減率
 $\{ (当該年度 / 前年度年度) - 1 \} \times 100 \rightarrow \text{次年度計算に続く} \rightarrow \text{削減率平均を算出}$

※¹赤字の箇所は、排出量が増加している施設であるため、表 5-3では現状維持（0%）として目標設定することとした。

※²実績値については、小数点第2位を四捨五入しているため削減率に誤差が出る場合がある。

表 5-3 2030（令和12）年度の削減目標

施設別温室効果ガス総排出量比較表

(単位：t-CO₂)

施設名	温室効果ガス総排出量										削減率 2030年度推定 (2013年度比)	削減率平均 2024年度～ 2030年度	削減率 2030年度 (2024年度比)
	2013年度 (平成25)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	2027年度 (令和9)	2028年度 (令和10)	2029年度 (令和11)	2030年度 (令和12)	推定値			
組合全体	32,500.0	24,959.1	24,797.6	24,637.2	24,476.0	24,316.0	24,157.0	21,964.2	21,609.8		-33.51%		-12.86%
(単年度削減率)			-0.60%	-0.60%	-0.59%	-0.59%	-0.59%	-6.07%	-1.22%			-1.46%	
一般施設 合計	10,239.3	5,601.8	5,570.5	5,539.5	5,506.8	5,474.3	5,442.1	5,133.9	5,075.3		-50.43%		-8.89%
(単年度削減率)			-0.52%	-0.52%	-0.50%	-0.50%	-0.50%	-2.07%	-0.69%			-0.76%	
事務局	34.1	15.2	15.1	15.0	283.4	281.5	279.6	277.7	275.8		-24.10%		-3.35%
(単年度削減率)			-0.67%	-0.67%									
消防本部	329.3	270.3	270.3	270.3	-0.67%	-0.67%	-0.67%	-0.67%	-0.67%			-0.67%	
(単年度削減率)			-0.67%	-0.67%									
葬斎センター	299.8	323.6	323.6	323.6	323.6	323.6	323.6	323.6	323.6		7.93%		0.00%
(単年度削減率)			0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%			0.00%	
いじみの学園・寮	356.1												
ひまわり荘	531.7	319.0	316.9	314.7	312.6	310.5	308.4	306.3	304.3		-42.77%		-3.97%
(単年度削減率)			-0.67%	-0.67%	-0.67%	-0.67%	-0.67%	-0.67%	-0.67%			-0.67%	
あやめ寮	427.4	371.6	369.1	366.6	364.2	361.7	359.3	356.9	354.5		-17.07%		-3.97%
(単年度削減率)			-0.67%	-0.67%	-0.67%	-0.67%	-0.67%	-0.67%	-0.67%			-0.67%	
ひめさゆり	380.4	329.5	327.3	325.1	322.9	320.7	318.6	316.4	314.3		-17.38%		-3.97%
(単年度削減率)			-0.67%	-0.67%	-0.67%	-0.67%	-0.67%	-0.67%	-0.67%			-0.67%	
中井さくら園		289.7	289.7	289.7	289.7	289.7	289.7	289.7	289.7		0.00%		0.00%
(単年度削減率)			0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%			0.00%	
休日診療所	33.5	29.4	29.2	29.0	28.8	28.6	28.4	28.2	28.0		-16.29%		-3.97%
(単年度削減率)			-0.67%	-0.67%	-0.67%	-0.67%	-0.67%	-0.67%	-0.67%			-0.67%	
虹の星	99.8	68.7	68.7	68.7	68.7	68.7	68.7	68.7	68.7		-31.16%		0.00%
(単年度削減率)			0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%			0.00%	
クリーンセンター	2,941.9	2,112.3	2,098.1	2,084.0	2,070.0	2,056.0	2,042.2	1,836.5	1,804.2		-38.67%		-14.01%
(単年度削減率)			-0.67%	-0.67%	-0.67%	-0.67%	-0.67%	-10.07%	-1.76%			-2.17%	
中条焼却場	1,251.4	927.4	921.2	915.0	908.8	902.7	896.7	806.4	792.2		-36.69%		-14.00%
(単年度削減率)			-0.67%	-0.67%	-0.67%	-0.67%	-0.67%	-10.06%	-1.76%			-2.17%	
不燃物処理場	158.5	118.1	117.3	116.5	115.7	115.0	114.2	113.4	112.6		-28.93%		-3.97%
(単年度削減率)			-0.67%	-0.67%	-0.67%	-0.67%	-0.67%	-0.67%	-0.67%			-0.67%	
エコパーク	482.8	427.0	424.1	421.3	418.4	415.6	412.8	410.1	407.3		-15.64%		-3.97%
(単年度削減率)			-0.67%	-0.67%	-0.67%	-0.67%	-0.67%	-0.67%	-0.67%			-0.67%	
新発田衛生センター	2,251.0												
中部衛生センター	661.6												
廃棄物処理施設 合計	22,260.7	19,357.3	19,227.1	19,097.7	18,969.2	18,841.6	18,714.9	16,830.4	16,534.5		-25.72%		-14.00%
(単年度削減率)			-0.67%	-0.67%	-0.67%	-0.67%	-0.67%	-10.07%	-1.76%			-2.17%	
クリーンセンター(ごみ関係のみ)	13,065.9	11,756.2	11,677.1	11,598.6	11,520.5	11,443.0	11,366.1	10,221.2	10,041.4		-23.15%		-14.01%
(単年度削減率)			-0.67%	-0.67%	-0.67%	-0.67%	-0.67%	-10.07%	-1.76%			-2.17%	
中条焼却場(ごみ関係のみ)	9,194.8	7,601.1	7,549.9	7,499.1	7,448.7	7,398.6	7,348.8	6,609.2	6,493.1		-29.38%		-14.00%
(単年度削減率)			-0.67%	-0.67%	-0.67%	-0.67%	-0.67%	-10.06%	-1.76%			-2.17%	

○計算方法

- ・削減率 2030年度想定 (2013年度比)
 $\{ (2030 \text{ (令和12) 年度} / 2013 \text{ (平成25) 年度}) - 1 \} \times 100$
- ・削減率 2030年度 (2024年度比)
 $\{ (2030 \text{ (令和12) 年度} / 2024 \text{ (令和6) 年度}) - 1 \} \times 100$
- ・単年度削減率
 一般施設の2030（令和12）年度削減目標を50%に設定し、2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの排出量を算出する。
 → 次年度計算に続く → 削減率平均を算出
 $-50\% - (-45.29\%) = -4.71\% \div 7 \text{年 (2024 (令和6) 年度から2030 (令和12) 年度)}$
 $= -0.67\%/\text{年}$

※¹2029（令和11）年度からクリーンセンターと中条焼却場の削減率に変動がある。
 →令和11年度から容器包装プラスチック、製品プラスチックの資源化を行う予定があり、数値に変動がある。

「新発田地域循環型社会形成推進地域計画」の推計による。

※²2026（令和8）年度から事務局と消防本部が統合するため、排出量をまとめた表記とした。

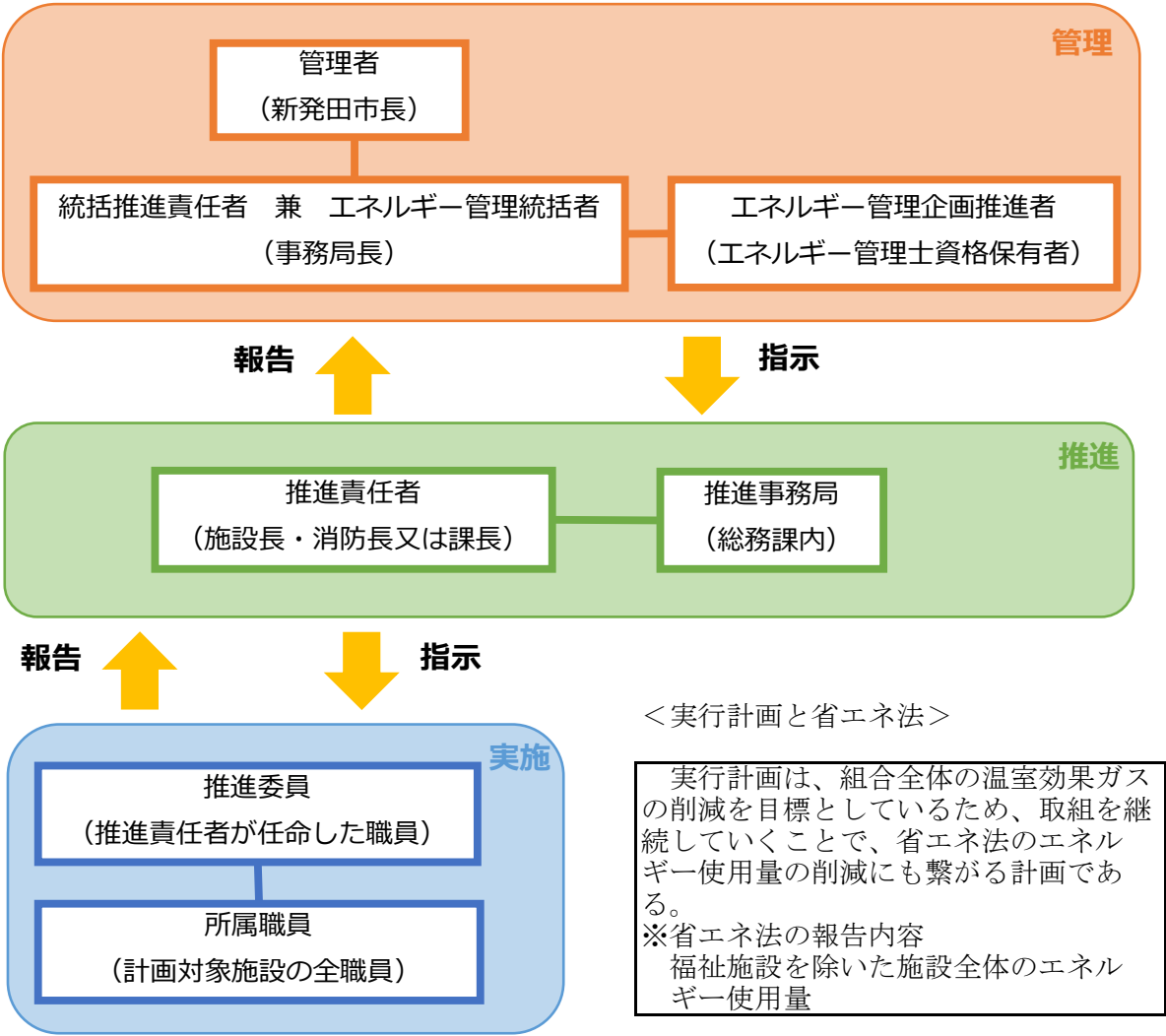
※³実績値については、小数点第2位を四捨五入しているため削減率に誤差が出る場合がある。

6. 計画の推進・点検・公表等

(1) 推進体制

目標に向けて計画に定めた内容を着実に実施していくためには、組合の全職員が一体となって推進できる体制を確立することが重要である。そのために、計画の推進体制を図6-1のとおり定め、また、省エネ法の役割も兼任とする。

図 6-1 第4次地球温暖化対策に係る実行計画（事務事業編）の推進体制



＜役割の説明＞

①統括推進責任者兼エネルギー管理統括者 ◇組合全体の取組実績、目標達成度の把握 ◇計画策定及び改正の決定 ◇管理者への報告及び進捗状況の公表 ◇中長期計画書の取りまとめ・省エネの取組の推進 ②推進責任者 ◇所属施設の取組実績、目標達成度の把握及び取組状況の総合評価 ◇取組内容等に係る職員への指示 ◇所属施設の年間重点項目の設定 ◇計画の改正に係る提案の提出	③推進委員 ◇所属施設の取組実績に係る各種点検票の作成、推進事務局への報告・連絡調整 ◇職員への啓発・連絡、推進責任者への報告 ◇計画の改正、取組方法に係る改善等の検討 ④推進事務局・エネルギー管理企画推進者 ◇計画の管理 ◇各種点検票の集計、全体評価 ◇公表資料の作成 ◇計画推進に係る庶務、啓発、情報提供等 ◇エネルギー管理統括者の実施補佐 ◇中長期計画書及び定期報告書の作成・報告
---	---

- (2) 職員への周知
組合の全職員が地球温暖化対策の必要性や計画の内容について理解し、温室効果ガス排出抑制の率先行動がなお一層推進するよう、職員への周知方法を次のとおり定めます。

(各施設における周知)

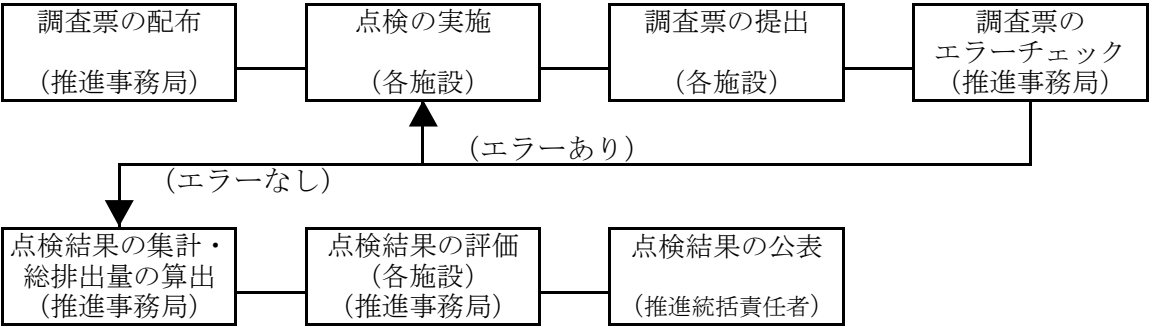
◇推進責任者は、所属施設の取組状況、目標達成状況を把握し、取組方法等について、推進委員または所属職員へ具体的に指示する。
◇各施設の推進委員は、推進責任者または推進事務局から受けた指示、指導、情報等を所属職員に伝達する。

(推進事務局による周知)

◇庁内LAN等を利用し地球温暖化対策関連情報を提供する。
◇施設別の温室効果ガス総排出量及び目標達成度を年1回算出し、全施設に周知する。

- (3) 点検・評価方法
組合における取組実績及び目標達成度を把握するため、年1回、次の方法により取組状況を点検・評価することとします。

図 6-2 取組状況の点検、評価手順



- (4) 点検・評価の項目
点検及び評価の項目については、次の表のとおりとします。

表 6-1 点検項目及び評価項目

点検項目	<各施設> ・活動量の点検（燃料・電気使用量、ごみ焼却量、公用車走行距離等） ・取組内容の点検（温室効果ガスの排出抑制に係る具体的行動の実施状況） <推進事務局> ・総排出量の算出（温室効果ガス排出量を算出しCO ₂ 換算）・点検 ・施設別に総排出量を集計・点検
評価項目	<各施設> ・各自施設の目標値との比較、達成度の評価 ・各自施設の前年度実績との比較、達成度の評価 ・排出抑制行動に関する評価 ・施設全体の総合評価 <推進事務局> ・目標値との比較、達成度の評価 ・前年度実績との比較、達成度の評価 ・組合全体の総合評価

(5) 点検・評価結果の活用及び公表

計画を策定し（Plan）、温室効果ガスの排出抑制に係る取組を実施し（Do）、実施した取組内容を点検・評価（Check）した後は、評価結果を今後の取組内容の改善や計画の見直しといった新たな対策の立案に活用する（Action）こととする。

また、組合の取組状況については、法第21条の規定に基づき、組合のホームページ等を利用して公表することとする。

図 6-3 毎年のPDCAイメージ

